

四半期報告書

(第16期第2四半期)

株式会社エムティーアイ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
2 【その他】	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	39

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 コーポレート・サポート本部 経理部長 兼 法務室長 沖 野 俊 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第2四半期 連結累計期間	第16期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間	第16期 第2四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 9月30日
売上高 (千円)	15,026,180	16,340,557	7,763,437	8,379,452	30,836,621
経常利益 (千円)	665,457	1,766,949	269,054	871,126	3,132,665
四半期(当期)純利益 (千円)	390,588	922,547	148,101	646,028	1,824,916
純資産額 (千円)	—	—	6,865,490	8,803,044	8,259,361
総資産額 (千円)	—	—	12,879,252	14,927,891	15,091,391
1株当たり純資産額 (円)	—	—	50,624.11	64,447.08	60,929.15
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2,907.89	6,900.75	1,103.08	4,832.36	13,630.48
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2,891.00	—	1,097.18	4,831.76	13,629.91
自己資本比率 (%)	—	—	52.6	57.7	54.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	775,824	910,652	—	—	3,175,478
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△469,033	△1,086,206	—	—	△1,004,442
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△460,817	△567,736	—	—	△604,395
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	—	—	1,378,341	2,405,943	3,099,008
従業員数 (名)	—	—	522	611	554

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 第16期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	611	(147)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	510	(134)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

販売高(千円)	前年同期比(%)
8,379,452	7.9

(注) 1 当社グループは、携帯電話向けのコンテンツ配信（サイト運営）およびそれに関連したサービスを提供しており、事業セグメントは単一です。

2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	3,424,176	44.1	3,788,793	45.2
KDDI株式会社	2,790,754	35.9	2,877,970	34.4
ソフトバンクモバイル株式会社	1,375,160	17.7	1,238,148	14.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約は行われていません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間は、フィーチャーフォン（*1）向けサービスにおいては、有料会員数の拡大に向け、健康情報や占いなど費用対効果の高いサービスへのプロモーションを展開し、スマートフォン（*2）向けサービスにおいては、サービス数の拡大を図るとともにキャリア決済対応を進めました。この結果、フィーチャーフォンおよびスマートフォンのそれぞれで有料会員数は拡大し、平成23年3月末の有料会員数は、973万人（平成22年12月末比 11万人増）となりました。

健康情報では、テレビCMなどによるプロモーション展開により有料会員数は1月末に200万人を突破しました。「ルナルナ」に加え、12月にスタートした医師相談サイト「カラダメディカ」の拡大もあり、カテゴリ全体で会員数は順調に拡大しました。

年末年始に需要拡大期を迎える占いおよびデコレーションメールでは、主にモバイル広告による積極的なプロモーション展開を行い、最大需要期の有料会員数の拡大に成功しました。

このほか、気象情報のプレミアム課金サービスの拡大推進や、デコレーションメールにおけるキャラクターコースの新設（追加課金）などにより、各カテゴリにおいて顧客単価の向上を図りました。

また、子会社化したJibe Mobile株式会社のソーシャル電話帳アプリ「jibe」では、登録会員の活性化のため操作性の改善を図るとともに、音楽情報や健康情報の掲載など、当社サービスとの連携を推進しました。

当第2四半期連結会計期間の売上高は、有料会員数が前年同期末から40万人拡大したことにより8,379百万円（前年同四半期比7.9%増）となりました。

売上総利益は、増収効果に加えて、音楽系サービスのダウンロード数の減少や、健康情報など原価率の低いサービスの構成比率の拡大に伴う売上原価率の低下（前第2四半期連結会計期間27.5%から当第2四半期連結会計期間23.3%に低下）により6,424百万円（前年同四半期比14.1%増）と大幅に増加しました。

営業利益、経常利益は、売上総利益の大幅な増益や、フィーチャーフォン向けサービスをプロモーション効率重視で行い広告宣伝費が減少したことで販管費の伸びが抑制されたことにより、875百万円（同224.2%増）、871百万円（同223.8%増）となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間において、特別利益を355百万円、特別損失を61百万円計上していません。

これらの結果、四半期純利益は、646百万円（同336.2%増）となりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、人的被害および設備への被害はありません。

（*1）フィーチャーフォン

通話機能を主体とし、その他にカメラやワンセグをはじめとする機能を搭載している従来型の携帯電話のこと。

（*2）スマートフォン

iPhoneやAndroidに代表される、パソコンと同等の機能を持ち合わせた多機能携帯端末のこと。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は14,927百万円となり、平成22年9月末対比163百万円の減少となりました。

資産の部については、流動資産では売掛金が増加しましたが、主に現金及び預金の減少により759百万円の減少となり、固定資産では主にのれん、ソフトウェアの増加により595百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債では買掛金が増加しましたが、主に未払法人税等、コイン等引当金の減少により766百万円の減少となり、固定負債では長期借入金の減少がありましたが、主にその他固定負債（長期未払金）の増加により59百万円の増加となりました。

純資産の部については、配当金の支払いがありましたが、四半期純利益として922百万円を計上したことにより、543百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、平成22年12月末対比171百万円増加の2,405百万円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コイン等引当金の減少や未払金の減少による資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより682百万円の資金流入（前年同四半期は280百万円の資金流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に無形固定資産（主にソフトウェア）の取得による支出により460百万円の資金流出（前年同四半期は235百万円の資金流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入金の返済による支出により49百万円の資金流出（前年同四半期は148百万円の資金流出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は12百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,688	133,688	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用していません
計	133,688	133,688	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	379
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	758
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 233,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア)本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ)本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

① 取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	307
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 取締役会の決議(平成21年1月30日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	638
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,200
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 153,200 資本組入額 76,600
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

③ 取締役会の決議(平成22年1月28日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	614
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614
新株予約権の行使時の払込金額(円)	188,321
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 188,321 資本組入額 94,161
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

④ 取締役会の決議(平成22年2月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185,104
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 185,104 資本組入額 92,552
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

⑤ 取締役会の決議(平成23年1月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	860
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	860
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,718
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から 平成28年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 184,718 資本組入額 92,359
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年3月31日	—	133,688	—	2,562,740	—	2,367,809

(6) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
前 多 俊 宏	東京都世田谷区	29,314	21.93
株式会社ケイ・エム・シー	東京都新宿区西新宿3丁目20-2	25,240	18.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,943	6.69
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,438	4.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223(常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,479	1.85
ノーザン トラスト カンパ ニー(エイブイエフシー)サブ ア カウント アメリカン クライ アント(常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,053	1.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041(常任代理人 香港上海銀 行東京支店)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U. K. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,000	1.50
モルガンスタンレーアンドカン パニーインターナショナルピー エルシー(常任代理人 モルガ ン・スタンレーMUFG証券株式会 社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比 寿ガーデンプレイスタワー)	1,761	1.32
株式会社昭文社	東京都千代田区麴町3丁目1	1,680	1.26
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	842	0.63
計	—	79,750	59.65

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,688	133,688	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	133,688	—	—
総株主の議決権	—	133,688	—

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の7株(議決権7個)が含まれています。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	107,900	147,800	178,600	185,900	176,900	186,500
最低(円)	97,300	99,800	136,200	158,700	154,400	97,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）および前第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）および前第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,405,943	3,099,008
売掛金	8,044,617	7,669,115
繰延税金資産	498,520	789,718
その他	478,745	647,752
貸倒引当金	△314,698	△333,355
流動資産合計	11,113,130	11,872,239
固定資産		
有形固定資産	※1 255,312	※1 229,093
無形固定資産		
ソフトウェア	1,658,366	1,511,065
のれん	405,040	—
その他	16,491	11,439
無形固定資産合計	2,079,898	1,522,504
投資その他の資産		
投資有価証券	347,723	324,413
敷金及び保証金	464,109	594,264
繰延税金資産	598,279	508,979
その他	79,843	50,298
貸倒引当金	△10,405	△10,402
投資その他の資産合計	1,479,550	1,467,553
固定資産合計	3,814,761	3,219,151
資産合計	14,927,891	15,091,391

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,215,096	1,979,920
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	1,428,496	1,359,546
未払法人税等	675,061	1,248,988
コイン等引当金	415,062	869,627
その他	587,094	629,230
流動負債合計	5,521,008	6,287,509
固定負債		
長期借入金	199,216	299,314
退職給付引当金	206,728	158,934
負ののれん	81,571	86,130
その他	116,322	141
固定負債合計	603,839	544,520
負債合計	6,124,847	6,832,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,562,740	2,562,740
資本剰余金	3,072,920	3,072,920
利益剰余金	2,944,500	2,580,485
自己株式	—	△90,624
株主資本合計	8,580,161	8,125,522
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	38,025	21,564
為替換算調整勘定	△2,386	△1,590
評価・換算差額等合計	35,639	19,973
新株予約権	141,105	113,865
少数株主持分	46,138	—
純資産合計	8,803,044	8,259,361
負債純資産合計	14,927,891	15,091,391

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
売上高	15,026,180	16,340,557
売上原価	4,172,866	3,991,883
売上総利益	10,853,313	12,348,673
販売費及び一般管理費	※1 10,185,580	※1 10,570,974
営業利益	667,733	1,777,699
営業外収益		
受取利息	62	119
負ののれん償却額	4,558	4,828
持分法による投資利益	839	—
新株予約権戻入益	—	2,247
その他	5,919	5,636
営業外収益合計	11,380	12,832
営業外費用		
支払利息	9,008	7,652
持分法による投資損失	—	5,330
原状回復費用	—	7,644
その他	4,648	2,954
営業外費用合計	13,657	23,582
経常利益	665,457	1,766,949
特別利益		
コイン等引当金戻入額	—	355,205
特別利益合計	—	355,205
特別損失		
固定資産除却損	30,380	40,238
投資有価証券評価損	—	75,413
のれん減損損失	—	182,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,821
特別損失合計	30,380	325,874
税金等調整前四半期純利益	635,076	1,796,280
法人税、住民税及び事業税	301,915	689,980
法人税等調整額	△57,427	190,599
法人税等合計	244,487	880,579
少数株主損益調整前四半期純利益	—	915,700
少数株主損失(△)	—	△6,846
四半期純利益	390,588	922,547

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	7,763,437	8,379,452
売上原価	2,132,861	1,954,459
売上総利益	5,630,575	6,424,992
販売費及び一般管理費	*1 5,360,534	*1 5,549,614
営業利益	270,041	875,377
営業外収益		
受取利息	45	58
負ののれん償却額	2,279	2,549
持分法による投資利益	839	—
その他	2,366	2,860
営業外収益合計	5,531	5,468
営業外費用		
支払利息	4,394	3,654
持分法による投資損失	—	3,977
その他	2,125	2,088
営業外費用合計	6,519	9,720
経常利益	269,054	871,126
特別利益		
コイン等引当金戻入額	—	355,205
特別利益合計	—	355,205
特別損失		
固定資産除却損	—	40,238
のれん減損損失	—	21,303
特別損失合計	—	61,541
税金等調整前四半期純利益	269,054	1,164,789
法人税、住民税及び事業税	246,616	492,132
法人税等調整額	△125,663	33,475
法人税等合計	120,952	525,607
少数株主損益調整前四半期純利益	—	639,182
少数株主損失(△)	—	△6,846
四半期純利益	148,101	646,028

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	635,076	1,796,280
減価償却費	467,981	539,521
コイン等引当金の増減額 (△は減少)	100,228	△454,564
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	20,800	47,794
受取利息及び受取配当金	△62	△261
支払利息	9,008	7,652
固定資産除却損	—	40,238
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	75,413
のれん減損損失	—	182,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,821
売上債権の増減額 (△は増加)	△885,988	△323,821
仕入債務の増減額 (△は減少)	225,653	231,338
未払金の増減額 (△は減少)	267,653	△102,065
その他	329,329	94,115
小計	1,169,680	2,161,864
利息及び配当金の受取額	62	261
利息の支払額	△9,008	△7,652
法人税等の支払額	△384,910	△1,243,820
営業活動によるキャッシュ・フロー	775,824	910,652
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△459,974	△677,575
投資有価証券の取得による支出	—	△84,597
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△414,829
敷金及び保証金の回収による収入	—	140,744
その他	△9,058	△49,948
投資活動によるキャッシュ・フロー	△469,033	△1,086,206
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△100,098	△100,098
自己株式の取得による支出	△99,587	—
配当金の支払額	△268,684	△467,908
その他	7,551	269
財務活動によるキャッシュ・フロー	△460,817	△567,736
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△492
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△154,026	△743,782
現金及び現金同等物の期首残高	1,532,367	3,099,008
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	50,717
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,378,341	※1 2,405,943

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得して子会社となったJibe Mobile株式会社および株式会社リッスンジャパン、ならびに自己株式の取得により議決権の所有割合が過半数を超えて子会社となったMShift, Inc. を連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>11社</p>
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>連結子会社のうち、Jibe Mobile株式会社の決算日は3月31日、株式会社リッスンジャパンおよびMShift, Inc. の決算日は12月31日です。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に当たっては、Jibe Mobile株式会社および株式会社リッスンジャパンについては四半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、MShift, Inc. については四半期連結決算日の前月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ3,249千円減少し、税金等調整前四半期純利益は31,071千円減少しています。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しています。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第2四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」(前第2四半期連結累計期間30,380千円)は金額的な重要性に鑑み、当第2四半期連結累計期間においては独立掲記しています。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
※1 固定資産の減価償却累計額		※1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	310,192千円	有形固定資産の減価償却累計額	246,187千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。		※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	
広告宣伝費	4,639,401千円	広告宣伝費	4,268,347千円
給料及び手当	1,372,096千円	給料及び手当	1,620,412千円
支払手数料	1,659,521千円	支払手数料	1,772,058千円
退職給付費用	20,800千円	外注費	569,755千円
貸倒引当金繰入額	182,722千円	減価償却費	517,818千円
減価償却費	457,073千円		

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。		※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	
広告宣伝費	2,538,391千円	広告宣伝費	2,293,060千円
給料及び手当	663,943千円	給料及び手当	834,131千円
支払手数料	854,350千円	支払手数料	895,459千円
退職給付費用	10,400千円	外注費	294,318千円
貸倒引当金繰入額	102,635千円	減価償却費	271,140千円
減価償却費	226,158千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)		※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,378,341千円	現金及び預金勘定	2,405,943千円
現金及び現金同等物	1,378,341千円	現金及び現金同等物	2,405,943千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)および当第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	133,688

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	141,105
	合計	—	141,105

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467,908	3,500	平成22年9月30日	平成22年12月24日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	7,666,255	97,181	7,763,437	—	7,763,437
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4	38,380	38,384	(38,384)	—
計	7,666,260	135,561	7,801,821	(38,384)	7,763,437
営業利益又は営業損失(△)	420,057	△110,519	309,537	(39,496)	270,041

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信(公式サイト運営)、広告代理店等
自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信(一般サイト運営)、広告代理店等

前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	14,827,022	199,157	15,026,180	—	15,026,180
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4	82,353	82,357	(82,357)	—
計	14,827,027	281,510	15,108,538	(82,357)	15,026,180
営業利益又は営業損失(△)	930,491	△185,356	745,134	(77,400)	667,733

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信(公式サイト運営)、広告代理店等
自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信(一般サイト運営)、広告代理店等

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)および前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)および前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）および当第2四半期連結会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、携帯電話向けのコンテンツ配信（サイト運営）およびそれに関連したサービスを提供しています。従来、事業セグメントとしてコンテンツ配信事業と自社メディア型広告事業に分けて開示していましたが、自社メディア型広告事業は広告収入型の事業として単独で運営することを目的としているのではなく、コンテンツ配信事業（有料課金サイト）への送客機能などを担うことを大きな目的とし両者は相互補完的な関係となっていることから、経営資源の配分や業績評価は当社全体で行っています。したがって、事業セグメントは単一であり、記載を省略しています。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第15回新株予約権
付与対象者の区分および人数	当社取締役6名 当社従業員91名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 863株
付与日	平成23年2月15日
権利確定条件	付与日(平成23年2月15日)から権利確定日(平成25年2月28日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成23年2月15日～平成25年2月28日
権利行使期間	平成25年3月1日～平成28年9月30日
権利行使価額(円)	184,718
付与日における公正な評価単価(円)	63,692

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	64,447円08銭	1株当たり純資産額	60,929円15銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	2,907円89銭	1株当たり四半期純利益	6,900円75銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	2,891円00銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	—

(注) 1 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	390,588	922,547
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	390,588	922,547
普通株式の期中平均株式数(株)	134,320.07	133,688.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	785.08	—
(うち新株予約権)(株)	(785.08)	(—)

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	1,103円08銭	1株当たり四半期純利益	4,832円36銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	1,097円18銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	4,831円76銭

(注) 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	148,101	646,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	148,101	646,028
普通株式の期中平均株式数(株)	134,261.10	133,688.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	721.98	16.50
(うち新株予約権)(株)	(721.98)	(16.50)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月17日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月13日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第16期第2四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。